

(監査事務局：監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）)

監査委員公表第665号

令和2年10月30日付け監査第521号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月9日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

1 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・総務部)		
大分県東部振興局	令和2年6月1日から6月3日まで、7月6日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>全職員に対して庁内連絡により、交通安全について注意喚起するとともに、局内部長会議や衛生委員会、交通安全研修会を通じて周知徹底している。</p> <p>また、公用車の助手席前のダッシュボードに「同乗者は運転手のサポートをする」旨を記載したラベルを貼っている。</p> <p>今後も、交通安全期間などの機会を捉え、引き続き、職員における交通安全意識の高揚と、安全運転の励行に努める。</p>
大分県中部振興局	令和2年6月9日から6月11日まで、7月16日	<p>注意事項①</p> <p>令和元年度クロメ養殖推進事業費補助金について、実績報告書の提出があった時に間接補助事業者への支払の確認をせず、事業が完了していないにもかかわらず、額の確定を行っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>間接補助金について、補助事業者が間接補助事業者への支払を年度内に完了させ、実績報告書を提出するよう指導する。</p> <p>また、実績報告書の提出の際には、補助事業者へに支出証拠書類（写し）の添付を徹底させ、間接補助事業者への支払を確実に確認する。</p> <p>注意事項②</p>

		<p>E T Cカードの管理について、カードの交付及び返却の都度使用簿の記載や押印をしないなど、適正な管理がされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>E T Cカードの交付及び返却の都度必ず使用簿に記載することを徹底するとともに、保管責任者に対する意識徹底を行った。</p>
大分県南部振興局	令和2年6月1日から6月3日まで、7月3日	<p>注意事項①</p> <p>水質環境調査自動化システム賃貸借契約について、消費税増税に伴う変更契約をしておらず、当該増税分が転嫁されないまま税率8%で支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>増税分については、6月23日に過年度支出として支払を行った。</p> <p>今後、税率改正等の場合には、個々の契約を点検し関係機関に疑義照会を行うなど、確実に確認することを周知徹底した。</p> <p>注意事項②</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>交通事故の発生に際して、当該職員に対して厳重に注意を行うとともに、当該事故を分析し、再発防止策を作成のうえ、全職員に交通事故防止の徹底を指導した。</p> <p>また、警察官による交通安全講話を実施するとともに、局衛生委員会等で交通安全の徹底を周知している。</p> <p>今後も、公用車を使用する際には、同乗者による誘導等を徹底し、事故の再発防止に努める。</p>
大分県西部振興局	令和2年6月9日から6月11日まで、8月20日	<p>注意事項①</p> <p>里のくらし支援事業により、高齢者の温泉施設等への送迎のために購入した車両について、購入後に高齢者支援活動に資する他の用途についても変更承認していたが、当該承認された車両使用とは異なる使用が一部で認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>適時、事業実施主体を訪問し、使用範囲について</p>

		<p>て確認及び指導を実施するとともに、さらなる徹底を図るため、文書による指導も実施し、事務所に使用範囲を明記した文書の掲示を行った。</p> <p>また、事業目的外での使用を防止するため、補助金名を記載した表示シールを当該車両に貼付した。</p> <p>補助事業者である日田市に対しても、当該車両の使用範囲に関する管理・指導を徹底するよう依頼した。</p> <p>今後も引き続き、日田市と連携し、当該団体を訪問し指導等を行う。</p> <p>注意事項②</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>交通事故の発生に際して、当該職員に対して厳重に注意を行うとともに、全職員に交通事故防止の徹底を指導した。</p> <p>また、以下の対策を行うことで、事故の再発防止に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 部ごとに決定した交通事故の具体的防止策を執務室内に掲示 ② 事故防止啓発の庁内放送（月2回）及び公用車ダッシュボードへの運転時注意事項の貼付 ③ 管内の危険箇所等を示したマップを作成し、全職員へ周知 ④ 交通安全講習会（年2回）の実施及び交通事故防止に向けた動画の配信 ⑤ 局内部長会議及び衛生委員会での交通事故防止に向けた注意喚起と情報共有 ⑥ 公用車駐車場での事故防止対策として、柱に注意喚起の張り紙と反射材を貼付 ⑦ 事故対応のフロー図の再周知
大分県北部振興局	令和2年6月16日から6月18日まで、8月31日	<p>注意事項</p> <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>局内部長会議で事故防止に向けた注意喚起を行うとともに、以下の取組により、職員への周知徹底を図っている。</p>

		<p>① 各部執務室内の公用車鍵置場に、「無事故・無違反」の達成状況を掲示し、安全運転意識を醸成</p> <p>② 全公用車のハンドルに安全運転を促すメッセージを掲示</p> <p>③ 交通安全講習会を年1回実施(今年度は10月に実施済)</p> <p>④ 局衛生委員会の重点項目として「交通事故ゼロ」を設定し、交通事故発生状況の報告と安全運転意識啓発を徹底</p> <p>⑤ 交通事故発生時の連絡体制や報告項目を明示したカードを全職員に配布</p>
(病院局)		
病院局	令和2年6月2日から6月4日まで、6月30日	<p>注意事項① デスクトップパソコン等一式の購入契約において、契約保証金を納付させるべきところを免除していた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 担当者の誤解により、履行中の契約についても履行回数にカウントしたため、契約保証金を免除してしまった。 今後は、同様のミスをすることがないように、契約の有無を確認する際には、履行状況についても検査調書等で確認する。</p> <p>注意事項② 有形固定資産の器械備品について、耐用年数の適用を誤ったために減価償却費の算出が適正に行われていない事例及び処分済みの機器が残存簿価とともに台帳に登載されたままになっている事例等が認められた。</p> <p>措置状況② 減価償却費の算出が適正に行われていない事例については、物品の種類別の耐用年数一覧を作成し活用することで、同種の器械備品については統一的な耐用年数となるように改め、令和元年度購入分については台帳の修正を行った。 また、過去に購入した器械備品で減価償却を完了していない物品についても、統一的な耐用年数が適用されるよう順次見直しを行い、台帳や帳簿も必要な修正を行う。 併せて、資産購入と資産登録の担当を分ける</p>

など、複数人で確認するようチェック体制を改める。

処分済みの機器が台帳に登載されたままになっている事例については、実際に機器を使用している部署と連携して使用状況の把握を進め、処分済みの機器は台帳から削除するとともに、修理不能な機器については廃棄等の処分を行うことにより適切な台帳管理に努める。

注意事項③

口座振替により受領した診療収入等のうち、年度末までに請求額との照合ができなかったものについて、必要な会計処理を行わず、翌年度に処理していた事例が認められた。

措置状況③

今後は、年度末までに照合が完了できなかった振込についても、借入金として「その他流動負債」に計上し、決算整理期間中に照合・確認したうえで、預金に振替えることで、全ての振込が決算に反映するよう改善を図る。

なお、月次決算においても本年6月から同様の対応を行っている。